

使用料見直しにあたっての考え方

市では、平成29年5月に改訂した「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」に基づき、4年毎の使用料の見直しを行っています。令和2年4月1日からの改定につきましては、以下の考え方をもとに見直しています。

■ 今回の使用料改定にあたっての考え方

- ① 公共施設の使用料設定にあたっては、平成29年5月に改訂された「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」を基本とする。
- ② 個別の使用料については、「基本ルール」に基づき算出した「使用料の目安」を根拠として設定し、基本ルールによらない算定を認めている施設については、近隣自治体等の施設や市場価格との均衡等により設定する。
- ③ 令和元年10月に予定されている消費税率変更（8%⇒10%）分を使用料に反映。
- ④ 施設をより利用しやすくするために、柔軟な使用料の設定の拡大や、施設運営に支障がない範囲内での柔軟な利用承認の検討を進める。
- ⑤ パルテノン多摩については、大規模改修に伴い令和2年4月から全館休館を予定しているため、改修のスケジュールに合わせて別途使用料の見直しを行う。
- ⑥ 「基本ルール」を基礎に、新公会計制度に沿った減価償却の考え方を適用するが、試算の結果、使用料の変動が大きく見込まれる施設については、継続的に施設を利用いただくことや、団体活動支援の観点から、料金改定に一定の考慮を図る。
 - (ア) コミュニティセンター、総合福祉センター、公民館、消費生活センター、TAMA女性センターの5施設について
 - ・建設時の起債や債務負担行為の償還が進行し、原価算入される利子償還分が減少
 - ・新公会計制度の適用に伴い、建物にかかる減価償却費の原価算入額が大幅に減少
 - ・一方で、施設改修により、次回の使用料改定時に原価の大幅増が見込まれている⇒ 上記に該当するため、今回（令和2年4月）の改定で使用料が下がる一方、次回は再度値上げになるという試算結果になったことから、次回改定時に使用料が上がることの無いよう改定幅の調整を行う。
 - (イ) みどりの家壱の土間、旧多摩聖蹟記念館、旧富澤家、旧加藤家の4施設について
 - ・前回改定に続き、今回の試算値も高い改定率となった（改定上限率の適用など）
 - ・試算値を適用する場合、同様の用途が想定される他施設に比べ高額となる
 - ・現行料金においても利用率の低い施設である
 - ・当該施設の利用が、施設認知度の向上や文化施策の推進、環境活動の推進につながることを期待される⇒ 上記に該当するため、現行料金に消費税率変更分（8%⇒10%）のみを反映する改定とする。